

令和5年2月6日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町自治基本条例町民委員会  
委員長 三浦 大介

## 答 申 書

令和4年3月24日付け磯町第240号で諮問がありました「大磯町自治基本条例が大磯町にふさわしいものであり続けているかどうか等の検討及び見直し」について、次のとおり答申いたします。

### 記

大磯町自治基本条例は平成23年9月に施行され、第29条において施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が大磯町にふさわしいものであるかどうか等について、町民委員会を設置して意見を聴取した上で検討し、その結果に基づき見直しするものとする規定されている。

大磯町自治基本条例町民委員会では、令和3年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら3回の委員会のほか委員勉強会を開催し、別紙の「大磯町自治基本条例における委員の意見のまとめ」をとりまとめて審議をした。その結果、大磯町においては町民参画の機会の確保等、条例の重要な趣旨の実現に向けた取組みが行われており、現時点で条例の条文や逐条解説等の改正を要するものではないと判断した。

ただし、町民の参画と協働によるまちづくりを進めるため、当条例について町民、議会・議員、町長・職員の三者で引き続き理解を深めていくと同時に、それぞれの責務を果たしていく必要がある。

今後は、条例の趣旨をさらに反映させていくために条例の存在を広める啓発の取り組みのほか、町民参画を促すためにSNSの活用等による町政情報の発信を検討するよう要望する。

以上